

No.15船舶売買証書等書類リスト(21件25点)

No.	資料名称	点数	枚数	年 代	形態	寸法 (縦*横, cm)	備 考
1	帆船永吉丸船舶売買証書	1	2	大正7年(1918) 10月5日	罫紙	24.5*16.7	愛媛県温泉郡浮穴村大字井門イ67番戸同居 売主豊島延子、同所同居未成年の者に付き 親権を行う実父 豊島直行→富山県射水郡下 村大字33ヶ村826番地 館幹夫 永吉丸は船籍港は愛媛県温泉郡新浜村、総 トン数111噸86、登簿噸数97噸21、進水年月 明治36年7月
2	栄吉丸船舶変更登記申請	1	3	大正7年 (1918)10月11日	綴	24.7*16.4	申請人豊島延子、未成年の者に付き親権を 行う実父豊島直行、代人井上正信→松山区 才判所
3	船舶変更登記申請	1	3	大正7年 (1918)10月11日	綴	24.7*16.6	申請人豊島延子、未成年の者に付き親権を 行う実父豊島直行、代人井上正信→松山区 才判所
4	永吉丸船難報告書案文	1	2	大正7年 (1918)12月21日	便箋	16.5*20.7	広島県豊田郡中野村4 368番地平民 船長 望月滝平→広島県賀茂郡川尻村長 岸光衛 大正7年12月14日若松港を出港。15日乗組員 全員5名大徳丸に救助。同日16時に船体沈 下。船舶損害約1万3千円。積荷石炭約3千万 斤。
5	航通運輸に関する統計表編成上必要に付 使用船航運状況調査 依頼状	1	2	大正7年 (1918)12月24 日	用紙	24.8*33.6	西部通信局海事部伏木出張所→射水郡下村 字三十三ヶ村826館幹夫 封筒21.0*8.3
6	宝田脩徳宛封筒	1	1	(大正8年 (1919)3月)21 日	封筒	21.0*8.7	封筒のみ 消印8.3.21 差出：安芸国賀茂郡川尻町役場、山口県長 府町侍町 木津正治、広島豊田郡仲野郡 望 月瀧平 安芸国賀茂郡川尻町は現呉市。山口県長府 町侍町は現下関市大字豊浦村。広島県豊田 郡中野村は現在の豊田郡大崎上島町の一 部。
7	船長虚偽を述べ積荷 横領の疑いあるに付 き永吉丸沈没に関す る調査取調願	1	1	大正8年(1919)4 月29日	罫紙	27.4*39.6	願人富山県富山市千石町宝田脩徳方船主 館 幹夫、代理人山口県豊浦郡長府町字侍町 木 津正治→下関水上警察署長 岡松三蔵 附：大正8年9月7日付館幹夫印鑑証明書 15.0*3.0
8	館幹夫分日本形船税 徴税令納付依頼状	1	1	大正8年(1919)5 月20日	用紙	23.4*17.7	射水郡新湊町役場発収→下村長
9	永吉丸船長望月滝平 沈没の事実を認むる 能わずに付き再搜索 取調べ追願	1	1	大正8年(1919)5 月21日	罫紙	27.4*39.6	願人富山県富山市千石町宝田脩徳方船主 館 幹夫、代理人山口県豊浦郡長府町字侍町 木 津正治→下関水上警察署長 岡松三蔵
10	沈没船手続き教示願 い及び新湊役場から 回送の別紙封入通知 状	1	1	(大正8年 (1919))6月5日	継紙	17.7*100.3 封筒 21.0*8.2	宝田広子→蜂谷徳次郎 消印8.6.5
11	証明送付願	1	1	大正8年(1919)7 月8日	罫紙	27.8*39.8	富山市千石町宝田脩徳方館幹夫→山口県佐 波郡三田尻警察署長

No.	資料名称	点数	枚数	年 代	形態	寸法 (縦*横, cm)	備 考
12	証明願	1	1	大正8年(1919)7月9日	罫紙	27.7*40.2	本籍地富山県射水郡下村大字三十三ヶ村826番地 現住所富山市千石町宝田脩徳方 船主館幹夫→山口県佐波郡三田尻警察署長 船舶番号: 第7712号、船舶種類船名: 帆船 永吉丸、総噸数: 111噸86、船籍港: 富山県射水郡新湊町、船舶所有者: 館幹夫、遭難年月場所: 大正7年12月15日山口県佐波郡三田尻沖野島ヲ巨ル約2哩半の場所、船体積荷石炭3千万斤、積入れのまま沈没、乗組員等死傷なし
13	証明願控	1	1	大正8年(1919)7月9日	罫紙	27.7*40.2	No.14写
14	別紙転送通知状	1	1	(大正8年(1919))8月28日	切紙	18.0*38.1 封筒 20.9*8.3	宝田脩徳方→蜂谷徳次郎 消印8.8.28
15	写書送付通知状	1	1	(大正8年(1919)9月)8日	継紙	18.0*90.7 封筒 22.0*8.7	宝田廣子→蜂谷徳次郎 消印8.9.9
16	館幹夫宛封筒	1	1	(大正8年(1919))9月26日	封筒	21.4*9.1	封筒のみ 消印8.9.28 差出: 松山区裁判所
17	牧野俊哲宛封筒	1	1	(大正8年(1919)9月27日)	封筒	20.5*7.9	封筒のみ 消印8.9.27 差出: 富山県射水郡下村役場
18	別紙調印送付通知状	1	1	(大正8年(1919))10月6日	継紙	18.2*34.2 封筒 21.8*8.6	宝田脩徳方→蜂谷徳次郎 消印8.10.6
19	登記申請書類合綴	5	①, ③, ④2枚 ②1枚 ⑤4枚	①, ②, ③, ④, ⑤ 大正8年(1919)12月29日	①, ⑤用紙等 ②, ③, ④罫紙	①24.2*18.0 ②28.2*20.1 ③24.2*17.8 ④24.2*17.8 ⑤28.4*20.1	①登記名義人ノ表示文正ニ付登記申請及び船舶の表示添付書 大正8年12月29日 申請人射水郡下村三箇826番地 館幹夫、代人同郡伏木町中道6番地 牧野俊哲→高岡区裁判所新湊出張所 ②抄本 大正8年12月29日受付 大正7年12月15日沈没により抹消し用紙閉鎖 大正8年12月29日 高岡区裁判所新湊出張所裁判書記 浅野百郎 ③船舶登記抹消に付登記申請 大正8年12月29日 申請人射水郡下村三箇826番地 館幹夫、代人同郡伏木町中道6番地 牧野俊哲→高岡区裁判所新湊出張所 ④船籍港変更に付登記申請 大正8年12月29日 申請人射水郡下村三箇826番地 館幹夫、代人同郡伏木町中道6番地 牧野俊哲→高岡区裁判所新湊出張所 ⑤登記証書 登記原因及其日付: 大正7年10月5日売買 登記権利者富山県射水郡下村大字三十三ヶ村826番地 館幹夫 大正8年12月29日登記済
20	船舶登記抹消申請書	1	1	大正8年(1919)	罫紙	28.2*40.6	富山県射水郡下村大字三十三ヶ村826番地 館幹夫→松山区裁判所 郵便物受領証添付(館幹夫→松山区裁判所)
21	船舶登記簿抄本交付申請書	1	1	大正8年(1919)	罫紙	28.2*40.6	富山県射水郡下村大字三十三ヶ村826番地 館幹夫→松山区裁判所 郵便物受領証添付(館幹夫→松山区裁判所)